

鹿児島県県政情報センター設置要綱

(設置)

第1条 県の行政に関する資料（以下「行政資料」という。）を収集し、県政の効率的な運営に役立てるとともに、県民の県政に対する理解を深めるため、総務部学事法制課に県政情報センターを設置する。

(業務)

第2条 県政情報センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 行政資料の収集、整理、保管及び廃棄に関すること。
- (2) 収集した行政資料の登録、閲覧、貸出し及び除籍に関すること。
- (3) 県政情報に関係する行政資料や所属の紹介などの案内に関すること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 学事法制課長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることがある。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 学事法制課長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することがある。

(利用者の遵守義務)

第5条 センターの利用者は、職員の指示に従うとともに、利用する行政資料等を丁寧に取扱わなければならない。

2 利用者は、センターの秩序を乱し、又は、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 学事法制課長は、第1項又は前項の規定に違反した者に対し、入室の禁止又は退室を命ずる等必要な措置を講ずることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの管理及び運営に必要な事項は、学事法制課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

2 鹿児島県資料室管理運営要領（昭和44年9月10日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。